I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

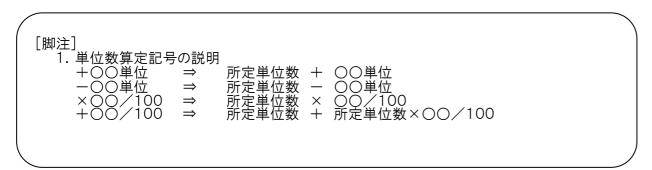
1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了したサービス提供責 任者を配置している場合	注事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予 防訪問介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1·2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,168単位)					
口 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,335単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,704単位)					
二 初回加算	(1月につき +200単位)					
木 生活機能向上連携加算	(1月につき +100単位)					
へ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×86/1000) (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000) (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100) (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)	注 所定単位は、イからオ 位数の合計	までにより算定した単			

2 介護予防訪問入浴介護費

					,	ı <u>-</u>	r
	基本部分	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 834単位)	×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×34/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)	注 所定単位は、イから口	までにより算定した単位	数の合計			

: 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目



3 介護予防訪問看護費

		注	注	注	注	注	注	注	注	注 注	注
基本部分		准看護師の場合	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の 場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪 問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住	緊急時介護予防訪問	特別管理加算
	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (310単位)										
	(2) 30分未満 (463単位)	×90/100									
イ 指定介護 予防訪問 看護ステー ションの 場合	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)	X 307 100		夜間又は早朝の 場合 +25/100 深夜の場合	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合		+15/100 +10/100			1月につき +540単位	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1, 117単位)					+300単位				1月につき	
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100		×90/100					+10/100	+5/100		(I)の場合 +500単位 又は (I)の場合
	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による 訪問を行った場合算定可能 (262単位)			+50/100	+402単位						+250単位
ロ 病院又は 診療所の	(2) 30分未満 (392単位)	×90/100								1月につき	
場合	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)									+290単位	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)					+300単位					
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
二 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											

: 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

(1月につき +300単位)

(1回につき +6単位)

看護体制強化加算

サービス提供体制強化加算

1 71 115	1 160 to 101 to 10 1	/ / J J A				
基本部分			注事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施 加算	注 訪問介護計画を作 成する上での必要 な指導及び助言を 行った場合
病院又は診療所の場合 イ 介護予防 訪問リハビリ		1回につき 302単位	×90/100	+5/100	1日につき	1回につき +300単位
テーション費	介護老人保健施設の場合	TIMIC JC GOZ 年位	X307 100	137 100	+200単位	(3月に1回を限度)
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)						

: 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

	基本音	部分	注
イ 医師が行う 場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(I)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (503単位)	
	((2)以外)	(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)	
	(2)介護予防居宅療養 管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (292単位)	
	又は特定施設入居時等医 学総合管理料を算定する 場合)	(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)	
コ 歯科医師が 行う場合	(1) 同一建物居住者以外の和	利用者に対して行う場合 (503単位)	
(月2回を限度)	(2) 同一建物居住者に対して	行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
ハ 薬剤師が 行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (553単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用 者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬 剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を 行った場合
	(月2回を限度)	(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)	+100単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に 対して行う場合 (503単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)	
二 管理栄養士 が行う場合	(1) 同一建物居住者以外	への利用者に対して行う場合 (533単位)	
が177場合(月2回を限度)	(2) 同一建物居住者に対 (同一日の訪問)	して行う場合 (452単位)	
ホ 歯科衛生士 等が行う場合	(1) 同一建物居住者以外	・の利用者に対して行う場合 (352単位)	
(月4回を限度)	(2) 同一建物居住者に対 (同一日の訪問)	して行う場合 (302単位)	
へ 保健師、 看護師が	(1) 同一建物居住者以外	の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 准看護師が行う場合 ×90/100
行う場合	(2) 同一建物居住者に対	して行う場合(同一日の訪問) (362単位)	

[※] ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。